

## 序 章

### 1. 計画策定の背景と目的

自然、人々の生活、歴史・文化等が調和し形成される美しい景観は、私たちに潤いのある快適な生活環境を与えます。また、より良い景観は、地域の歴史と文化により培われてきた風格及び個性であり、私たちに地域への誇りと愛着を抱かせます。こうした景観は地域住民の共有の資産であり、現在及び将来の住民がその恩恵を享受できるよう、その保全・形成を図らなければなりません。

一方、美しい景観は観光や地域間の交流の促進に大きな役割を担い、地域の活性化に資する面もあります。近年、人口減少が進む中、地域経済の活性化のために観光の振興が叫ばれるようになりました。国が、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」の視点の下、景観づくりを通じて観光の振興を図ることとされています。

平成16年6月に制定された景観法では、地方自治体が景観行政団体となり、景観づくりの方針や基準を景観計画として定め、一定の方向性の下、地域の景観づくりを担っていくこととしています。本県においては、平成24年3月に「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」を定め、その中で、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が景観計画を策定し、景観づくりに向けて中心的な役割を担うものとし、県は市町村の景観づくりをより一層進めやすくするための支援や先導を行いながら、景観形成に取り組んでまいりました。

宮城県の南部に位置する仙南地域には、蔵王連峰や阿武隈山地等の山岳及び阿武隈川や白石川等の河川の雄大な自然を中心に魅力的な景観（観光資源）が広がっています。山や川などの大地とともにある景観は、自治体の枠を超えた広がりのある景観であると同時に、“仙南地域らしさ”を支える象徴的な景観でもあります。仙南地域では、このような素晴らしい景観を活かして従来から観光客の誘客に取り組んできており、また、最近では移住やワーケーションなど都市から地方へ人の流れが見直されていることも踏まえると、首都圏からのアクセスも良い仙南地域は観光誘客にとどまらない可能性も有しています。

このような視点を持ち、地域で景観づくりに取り組むことで、居住環境の向上や交流人口の拡大のみならず、関係人口創出にもつながり、ひいては、地域活力の維持や地域産業の振興など、多岐にわたる効果が期待されます。そのためには、仙南地域が一体となって取り組むことが求められ、広域的な観点から景観形成の方向性を共有し、広域的な施策の連携を図ることにより、より効果的に景観づくりを進めることができると考えます。

仙南地域広域景観マスタープラン（以下、「本計画」という。）では、仙南地域の景観を“一体的な景観”と捉えて、“仙南地域らしさ”を醸し出す景観特性を整理し、景観形成における共有すべき方針を定めた上で各市町が連携して景観づくりに取り組むことにより、広域全体としての相乗効果を育み、ひいては仙南地域の活性化に資することを目的とします。

## 2. 景観と人々の活動

景観は、その地域が持つ固有の自然環境と、その上に時間をかけて展開されてきた人々の営みや歴史文化の積み重ねの表れです。良好な景観とは、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動が調和し、多様な生物の生息が可能となる環境であることをも包括した、快適で魅力的な環境であると言い換えることができます。

そのため、より良い景観を形成していくことは、そこに住む人々の生活を豊かにしていくことに繋がります。その実現には、そこに住む人々が地域の姿や地域らしさについて、景観を通して考え、具体的な取組につなげていくことが重要です。

## 3. 本計画の位置づけ

景観は、自然環境と人々の営み、歴史文化の積み重ねによって形成されるものであり、景観形成に当たっては、広域的な視点を持って取り組むことが重要です。同時に、景観は地域独自の特性によって形成されるものでもあるため、地域を知り、寄り添い、地元と協働で景観の魅力を認識し、高めていくことも求められます。このような、地域特有の景観の形成は、SDGs に掲げる目標である「住み続けられるまちづくり」に沿うものとして、新・宮城の将来ビジョン（2021～2030）においても推進していくこととしております。

そのため、県が中心となって広域的な方針等を示し、市町がより地域に密着した魅力的な景観を発掘し、その魅力を高めていくなど、県と市町が役割分担をしながら連携して景観形成を図ることが求められます。

そこで、仙南地域では、広域的に共有すべき景観形成の方針として「広域景観マスタープラン」を定めた上で、広域的観点から景観法に基づく行為制限を必要と考える地域を対象に、景観法に基づく「景観計画」を定めるものとします。

この役割分担を踏まえ、本計画の体系を整理するとともに、県と各市町それぞれが策定する計画について整理します。

### (1) 計画の体系

本計画は、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」に掲げる「まもる」、「つくる」、「育てる」の基本目標の下、県が仙南地域の市町と連携して、景観づくりの取組を推進するための共通の理念と方針を「仙南地域広域景観マスタープラン」として定めるものです。

また、本計画に基づき広域的観点から重点的かつ具体的に景観形成を図るため、景観法に基づく「仙南地域広域景観計画」を別途策定することにより、実効性を持った景観形成の取組を進めることとします。さらに、より地域に密着したきめ細かな景観形成の取組を推進するに当たっては、各市町が景観行政団体となり、本計画を踏まえ、「仙南地域広域景観計画」に基づく取組をベースとして、地域独自の景観計画に磨き上げていくこととなります。

## (2) 仙南地域広域景観マスタープラン

平成28年3月に改正された「景観法運用指針」では、地形、自然、歴史、文化等という観点で同一の特徴を有している地域を単位として、複数の自治体間にわたる広域的な景観の形成について、各自治体の取組が支障なく整合的に行われるよう、目指す景観の目標像を共有しながら景観計画を策定するための「広域的な景観の形成のためのマスタープラン」を作成する手法が示されました。

これを踏まえ、本計画は、仙南地域における広域的な景観の特性を明らかにするとともに、地域の人々が共通の理念の下、仙南地域全体として共有すべき景観づくりの方針を示すものとして策定するものです。また、地域住民・事業者・行政の間において、地域らしさを担う魅力的な景観について認識の共有化を図るためのものです。

## (3) 仙南地域広域景観計画（景観法に基づき県が策定する）

「仙南地域広域景観計画」とは、本計画において広域的な観点から景観形成上重要な地域のうち、景観法に基づく具体的な景観形成の取組が必要な地域を対象に、景観計画区域、良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めることにより、具体的に景観の保全・形成を行うものです。

景観計画区域内の建築や開発行為等を行う際、良好な景観の保全・形成のために遵守する必要がある景観形成基準を設定し、今ある景観との調和や新たな魅力をつくり出すよう誘導を図ることにより、景観形成に実効性を持たせることを意図しています。区域内の景観形成に関する方針は、地域住民及び関係市町との意見交換を行いながら定めます。

## (4) 各市町独自の景観計画（各市町が景観行政団体移行後に策定する）

本計画が策定された後は、県及び関係市町は本計画の方針に基づき、連携して景観形成を図っていきます。

また、仙南市町が景観行政団体に移行し、景観法に基づく景観行政の権限が移譲される際には、県が策定した「仙南地域広域景観計画」のうち、各市町に該当する内容及び取組は継承した上で、各地域の実情を踏まえ、よりきめ細かな景観形成につながるよう、市町が主体となった「景観計画」へと見直しを行っていくことが望ましいと考えます。その際には、再度、各市町が主体となって地域住民との意見交換をより詳細に行い、仙南地域広域景観計画を磨き上げていくことを推奨します。

▼仙南地域広域景観マスタープラン及び景観計画の位置づけ

宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針  
(平成24年3月策定)

仙南地域における広域景観形成

仙南地域広域景観マスタープラン

主な策定項目

- ・仙南地域の「景観特性」、景観形成に係る「基本理念」及び「基本方針」
- ・広域的観点から景観上重要な地域である「景観重点区域」の設定

景観行政団体移行後

(景観法に基づき県が策定する)  
仙南地域広域景観計画  
【景観法第8条】

主な策定項目(対象:仙南地域)

- ・景観計画区域(景観重点区域のうち新たな制限が必要な区域)
- ・各市町の景観計画区域ごとの景観形成方針
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・その他良好な景観形成に必要な事項

権限移譲

継承

(各市町が策定する)  
〇〇市(町)景観計画  
【景観法第8条】

主な策定項目(対象:各市町)

- ・(仙南地域広域景観計画で定めた区域を含む)景観計画区域
- ・自市町の景観計画区域内の景観形成に関する方針
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・その他良好な景観の形成に必要な事項

▼仙南地域広域景観マスタープラン 体系図

【仙南地域広域景観マスタープラン】

【仙南地域広域における景観形成の基本的な考え方】

第1章 景観の特性と課題

1. 仙南地域の景観の素地と概況

2. 広域的観点から見る仙南地域の景観特性

3. 景観形成に係る課題

第2章 景観形成に係る基本理念と方針

1. 基本理念

2. 基本方針

3. 仙南地域の景観構造

4. ゾーン別の景観形成方針

仙南地域の広域景観の特性を踏まえ、  
仙南地域らしさを象徴する代表的な区域を選定

宮城県  
美しい景観の形成  
に関する基本的な  
方針  
(平成24年3月)

【重点的施策の展開】

第3章 重点的な取組

1. 景観重点区域における景観形成に向けて  
景観重点区域の考え方と位置づけについて整理

2. 景観重点区域の選定  
1に基づき景観重点区域を抽出・選定  
景観の保全・形成に関する取組の方向性を整理

景観重点区域のうち

自然公園法における国定公園許可  
地域に指定され、景観の保全が行  
われている

今後、必要に応じて許可基準  
を踏まえ検討

景観法に基づく景観計画を  
活用した景観まちづくりへ

【仙南地域広域景観計画】

広域景観計画の策定による  
緩やかなコントロール